

税務・経理担当者のための関税 シリーズ第 2 回

日・メキシコ経済連携協定と原産地規則について

I. はじめに

シリーズ第 2 回目今回は、関税関連のニュースとして、2005 年 4 月 1 日に正式に発行した、「経済上の連携強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」、いわゆる日・メキシコ経済連携協定について解説いたします。本稿では、特に協定における原産地規則に焦点を絞って解説いたしますが、原産地規則のコンセプトは、ASEAN 自由貿易地域(AFTA)における CEPT スキームや、ASEAN・中国間の自由貿易協定(Free Trade Agreement) (FTA)等、日系企業が既に活用している自由貿易協定(以下、「FTA」)にも共通する部分であり、汎用性のある基礎知識であるといえます。また、日・メキシコ経済連携協定を含む FTA のメリットを直接享受することができるのは、それぞれの FTA 締約国への輸出者ということになりますが、これらの FTA の影響は協定メリットの享受者以外にも及ぶという点について、留意が必要です。例えば、完成車メーカーが、日・メキシコ経済連携協定を利用しようとする場合、一定の現地調達率や生産プロセスに関する要件(後述の[原産地規則]参照のこと)をクリアする必要があり、このような調達および生産に関する制約は、メーカーにおける調達戦略、さらにサプライヤーのビジネスにも影響を及ぼすものであるといえます。

II. 背景

2005 年 4 月 1 日、「経済上の連携強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」、いわゆる日・メキシコ経済連携協定が正式に発効し、関税の撤廃・減免を軸とする日本・メキシコ間の貿易自由化に向けた枠組みが確立されました。

III. 協定のメリット

メキシコにおいて、産業分野別生産促進プログラム(通称 PROSEC)等の関税優遇措置を既に利用している日系企業にとっては、協定による関税メリットは限定的なものである一方、特定の高関税品目の輸出、特に自動車(完成車)、鉄鋼・鉄鋼製品、繊維・アパレル、建設機械等に関しては、短期的に見ても大きな関税減免メリットが見込まれています。また、メキシコ向けに輸出を行う日系企業に対するメリットに加えて、協定による関税減免効果は、メキシコ産品を輸入する日系企業にとっても大きな意味を持つものです。

なお、いずれのケースにおいても、関税撤廃又は削減のスケジュールは品目ごとに設定されているため(例

えば、協定発効初年度に即時撤廃、協定発効から 10 年間で段階的に撤廃等)、関税削減のメリットは輸入者・輸出者ごとに一様ではありません。よって、短期的な関税メリットとそれに伴うコスト軽減を狙ったプランニングに加えて、協定を新規輸出入ビジネスの創出・拡大の機会としてとらえた中長期的なプランニングが重要であると考えられます。

IV. 原産地規則

1) 原産地規則と原産品

物品の国籍を判定するためのルールが原産地規則です。日・メキシコ経済連携協定を含む自由貿易協定(FTA)では、それぞれの協定の原産地規則に従い、締約国の「原産品」とであると認定された場合に限り、協定特惠関税率の適用を可能としており、そのため、これらのFTAにとって原産地規則は非常に重要な役割を果たすものであるといえます。原産地規則は迂回行為(例えば、第3国の原産品を協定締約国経由で輸出入することにより、協定特惠税率を利用する等)を防止するためには必要な枠組みですが、結果として複雑かつ詳細にわたる規定が必要となり、これらの協定の正当な活用者に、運用面における追加的な労力とコストを強いることとなっています。日・メキシコ協定も例外にもれず、協定税率の享受には複雑な原産地規則の充足と関連手続への遵守が求められています。

2) 原産地規則

上記のとおり、日・メキシコ協定に規定される「原産地規則」に基づき、「原産品」と認められる物品に限り協定特惠税率の適用が可能となります。いわゆる一次産品に関する原産地規則は、例えば、農作物の場合であれば、「日本及びメキシコにおいて収穫される植物性生産品」が原産品と認定される等、運用上大きな問題が生じる可能性は少ない一方、工業製品等については非常に複雑な原産地規定が適用されることとなります。協定では一次産品以外の物品が原産品であるか否かの認定は、以下の要件に基づき行われる旨を規定しています。

- a) 関税分類変更要件(非域内原産材料の関税分類番号が最終製品の関税分類番号と異なる場合に、最終製品を原産品と認定)
- b) 加工工程要件(特定の加工工程が日本又はメキシコで行われる場合に、最終製品を原産品と認定)
- c) 域内原産割合要件(域内原産割合が特定の数値以上である場合に、最終製品を原産品として認定)

つまり、最終製品の取引価格に占める非域内原産材料の総額が特定の割合以下である場合には、当該最終製品は協定上の原産品と認定されることとなります。ただし、原産品としての認定に必要な域内

原産割合は、品目ごとに規定されているのに加えて、協定では域内原産割合の算出に関して、僅少の非域内原産材料、中間材料、代替性のある材料、間接材料等の取り扱いに関する詳細な規定を設けており、実務レベルでの対応を非常に複雑なものとしています。

3) 直送基準

原産地規則を充足する物品であっても、以下に挙げる直送基準を満たさない場合には、「非原産品」と認定されることになります。

- a) 生産された後、日本・メキシコ以外の区域(第3国)において、更に生産又は作業が行われる場合
- b) 第3国において積替又は一時蔵地が行われる場合において、当該原産品が継続して当該第3国の税関当局の監督下でない場合

ただし、上記いずれの場合においても、輸入国の税関に適切な証拠、例えば積替に関する規定に抵触する場合には、通し船荷証券等を提出することにより、原産品としての資格を失っていないことの証明が可能です。

4) 原産地証明書及び関税割当証明書

協定特惠税率の適用には、原則として、輸入申告時における原産地証明書の提出が義務付けられており、メキシコ産品の日本への輸入の場合は、メキシコ経済省、日本産品のメキシコへの輸入の場合には、日本商工会議所がそれぞれ証明書の発給機関として指定されています。また、関税割当枠内のみ特惠税率が適用される物品については、輸入国の関係省庁により発行される関税割当証明書の取得が必要となります。

V. おわりに

次回からは、シリーズ第一回目に引き続き、関税評価及び品目分類に関する実務上の問題点、関税節減プランニング・テクニック、中国とASEAN 諸国における輸入通関後の調査の実態等を随時解説してまいります。

関税・貿易に関するお問い合わせは、Worldtrade Management Services 担当者をお願いいたします。

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com Tel: 03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村